



障がい者が利用できる主な制度について

令和7年度版

この冊子は、障がいのある方が受けることができるサービスや制度の内容、その利用方法などについて内容を簡単に説明したものです。利用される方の障がい程度や、世帯の状況などにより、受けられない場合があります。

サービスの利用を希望される方は、各項目に記載のある問い合わせ先にご相談ください。

この冊子では、当該サービスの説明の始めに『必要となる身体障害者手帳などの種類』を以下のように記載しています。

(共通) ・ ・ あらゆる障がいに共通するサービスです。

(身体) ・ ・ 身体障害者を対象とするサービスです。

(知的) ・ ・ 知的障害者を対象とするサービスです。

(精神) ・ ・ 精神障害者を対象とするサービスです。

(難病) ・ ・ 難病を有する方を対象とするサービスです。

(児童) ・ ・ 障がい児を対象とするサービスです。

【詳しいサービス内容は窓口または電話にてお問い合わせください。】



目 次



【1】補装具・日常生活用具

- 1 補装具の支給（購入・修理・借受け） 1
- 2 日常生活用具の給付 2

【2】障害福祉サービス等

- 1 障害福祉サービス・障害児通所支援 3
- 2 地域生活支援事業 6

【3】医療費の助成

- 1 福祉医療費の助成 9
- 2 自立支援医療制度 10
- 3 自立支援医療費（精神通院）助成 11

【4】税金に関すること

- 1 所得税・住民税に関する控除 12
- 2 自動車税種別割などの減免 13

【5】外出支援サービス等

- 1 公共交通機関等の運賃の割引 14
- 2 有料道路通行料金の割引 14
- 3 駐車禁止規制の適用除外 15
- 4 パーキングパーミット制度 15
- 5 運転免許取得費助成 16
- 6 自動車改造費助成 16
- 7 介助用自動車購入助成 16
- 8 精神障害者小規模作業所等交通費助成事業 17

9	じゅうどしんしんしょうがいしゃいどうしえんけん 重度心身障害者移動支援券	17
10	けつえきとうせきかんじゃこうつうひじょせいけん 血液透析患者交通費助成券	18

【6】 てあて ねんきん きょうさいせいど 手当・年金・共済制度

1	とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当	18
2	しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当	19
3	とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当	19
4	じゅうどしんしんしょうがいじふくしてあて 重度心身障害児福祉手当	20
5	しょうがい き そ ねんきん 障害基礎年金	20
6	しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど 心身障害者扶養共済制度	21

【7】 こうきょうりょうきんなど げんめん 公共料金等の減免

1	けいたいでんわりょうきんなど わりびき 携帯電話料金等の割引	22
2	ほうそうじゅしんりょう めんじょ NHK放送受信料の免除	22

【8】 そうだんまどぐち 相談窓口

1	美濃加茂市基幹相談支援センター	22
2	そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所	23
2	美濃加茂市保健センター	24
3	ぎゃくたいぼうし 美濃加茂市障がい者虐待防止センター	24
4	けんりょうごしえん 美濃加茂市権利擁護支援センター	24
5	く そうだんまどぐち 心と暮らしの相談窓口	25

【9】 その他

1	なんちようじほちようきこうにゆうひじょせいじぎょう 難聴児補聴器購入費助成事業	25
2	にょうとりあつかいりょうきん じょせい し尿取扱料金の助成	25
3	ぶくろなど しきゅう ゴミ袋等の支給	26
4	げすいどうしりょうりょうなど じょせい 下水道使用料等の助成	26

5	スロープ付き車いす移動車の貸し出し・・・・・・・・・・	27
6	要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等購入費助成事業	27
7	児童発達支援事業利用料助成・・・・・・・・・・	28
8	日常生活用具品目一覧・・・・・・・・・・	29

【1】補装具・日常生活用具

1 補装具費の支給（購入・修理・借受け）（身体・難病）

身体^{しんたい}の障^{しょう}がい^{がい}を補^{おぎな}い、日^{にち}常^{じょう}生^{せい}活^{かつ}を容^{よう}易^いにするために補装具^{ほそうぐ}の購^{こう}入^{にゅう}、修^{しゅう}理^りまたは借^{かり}受^うけに要^{よう}する費^ひ用^{よう}を支^し給^{きゅう}します。

- (1) 手^て続^{つづ}きは全^{すべ}て見^み積^{つもり}書^{しょ}による事^じ前^{ぜん}申^{しん}請^{せい}です。購^{こう}入^{にゅう}、修^{しゅう}理^りまたは借^{かり}受^うけ後^ごに申^{しん}請^{せい}されても支^し給^{きゅう}の対^{たい}象^{しょう}になりません。

【申請に必要なもの】

- ①身体障^{しんたいしょうがい}害^{がい}者^{しゃ}手^て帳^{ちやう} ②印^{いん}鑑^{かん} ③購^{こう}入^{にゅう}、修^{しゅう}理^りしよとする補装具^{ほそうぐ}の見^み積^{つもり}書^{しょ}

- ④申^{しん}請^{せい}書^{しょ}（市^しのホー^ーム^むペー^ージからダウ^{だう}ン^んロ^ろード^どできま^ます。福^ふ祉^{しか}課^かにもご用^{よう}意^いしていま^ます）

※原^{げん}則^{そく}として身^{しん}体^{たい}障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}更^{せい}生^{せい}相^{そう}談^{だん}所^{しょ}での判^{はん}定^{てい}が必^{ひつ}要^{よう}です^が、医^い師^し意^い見^{けん}書^{しょ}の書^{しよ}類^{るい}判^{はん}定^{てい}で交^{こう}付^ふでき^きるものもあ^ありま^ます。福^ふ祉^{しか}課^かにご相^{そう}談^{だん}くだ^ださい。

- (2) 自^じ己^こ負^ふ担^{たん}額^{がく}は、原^{げん}則^{そく}費^ひ用^{よう}の1割^{わり}とな^なりま^ます。た^ただ^だし、世^せ帯^{たい}の課^か税^{ぜい}状^{じやう}況^{きやう}によ^より上^{じやう}限^{げん}額^{がく}が設^せ定^{てい}されま^ます。

- (3) 介^{かい}護^ご保^ほ険^{けん}対^{たい}象^{しや}者^{しゃ}は介^{かい}護^ご保^ほ険^{けん}制^{せい}度^どによ^よる福^ふ祉^{しか}用^{よう}具^ぐ貸^{たい}与^よ費^ひ、労^{ろう}災^{さい}保^ほ険^{けん}対^{たい}象^{しや}者^{しゃ}（仕^し事^{ごと}中^{ちゆう}や通^{つう}勤^{きん}途^と中^{ちゆう}でけ^けが^がや病^{びやう}気^きにな^なったこ^こによ^より障^{しょう}がい^{がい}が残^{のこ}った方^{かた}など^{など}が対^{たい}象^{しょう}）は義^ぎ肢^し等^{とう}補^ほ装^{そう}具^ぐ費^ひ支^し給^{きゅう}制^{せい}度^どをそ^それぞ^れれ優^{ゆう}先^{せん}的^{てき}に利^り用^{よう}してくだ^ださい。

- (4) 補^ほ装^{そう}具^ぐには耐^{たい}用^{よう}年^{ねん}数^{すう}があ^ありま^ます。耐^{たい}用^{よう}年^{ねん}数^{すう}以^い内^{ない}の再^{さい}支^し給^{きゅう}は原^{げん}則^{そく}認^められま^ません。

- (5) 補^ほ装^{そう}具^ぐの品^{ひん}目^{もく}によ^より支^し給^{きゅう}要^{よう}件^{けん}が違^{ちが}いま^ます。詳^{くわ}しくは福^ふ祉^{しか}課^かにお問^{もん}い合^あわせくだ^ださい。

申^{しん}請^{せい}・問^{もん}い合^あわせ先^{さき}：福^ふ祉^{しか}課



2 日常生活用具の給付（身体・難病）

在宅の障がい者、障がい児の方の日常生活を支援するため、日常生活用具を給付します。

- (1) 手続きは全て見積書による事前申請です。購入後に申請されても支給の対象になりません。

【申請に必要なもの】

- ①身体障害者手帳 ②印鑑 ③品物の見積書・パンフレット（ストマ、紙おむつは見積書のみ） ④申請書（市のホームページからダウンロードできます。福祉課にもご用意しています）

※ 診断書が必要な場合があります。詳しくは福祉課にご相談ください。

- (2) 自己負担額は、原則費用の1割となります。ただし、世帯の課税状況により上限額が設定されます。
- (3) 介護保険対象者は介護保険制度による福祉用具貸与費、労災保険対象者（仕事や通勤途中でけがや病気になったことにより障がいが残った方などが対象）は義肢等補装具費支給制度をそれぞれ優先的に利用してください。
- (4) 日常生活用具には耐用年数があります。耐用年数以内の再支給は原則認められません。
- (5) 日常生活用具の品目により支給要件が違います。詳しくは28ページの「日常生活用具品目一覧」をご覧ください。

申請・問い合わせ先：福祉課



【2】 障 害 福 祉 サービス等

1 障 害 福 祉 サービス ・ 障 害 児 通 所 支 援 （ 共 通 ）

障 害 福 祉 サービスとは、障 害 者 総 合 支 援 法 に 基 づ く サービスです。
 介 護 の 支 援 など を 受 け る 「 介 護 給 付 」 と、 訓 練 等 の 支 援 を 受 け る 「 訓 練 等 給 付 」、
 施 設 など に 入 所 し て い る 障 が い 者 など に 対 し て 地 域 で の 生 活 に 移 行 し 定 着 す る た め
 の 支 援 や サービス の 利 用 に 関 す る 連 絡 や 相 談 など を 行 う 「 相 談 支 援 給 付 」 が あ り ま
 す。

また、障 害 児 通 所 支 援 と は、 児 童 福 祉 法 に 基 づ く サービスです。
 利 用 者 の 負 担 は 世 帯 の 課 税 状 況 に 応 じ て、 ひ と 月 に 負 担 す る 上 限 額 が 決 め ら れ て い
 ます。た だ し、 負 担 上 限 月 額 より も 利 用 し た サービス 費 の 1 割 に 相 当 す る 額 が 低 い
 場 合 は、 1 割 に 相 当 す る 額 と な り ま す。

(1) 介 護 給 付 の 種 類

きょたくかいご 居 宅 介 護	ヘルパーが自宅にきて、入 浴、排せつの介助、食事や調理の 援助などを行います。
じゅうどうほうもんかいご 重 度 訪 問 介 護	ヘルパーが重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者 で常に介護を必要とする人に対して、自宅で、入 浴、排せつの 介助、食事や調理の援助、外出における移動の支援などを総合的 に行います。
どうこうえんご 同 行 援 護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある方に対し、移動時や 外出先において必要な代読、代筆などの支援、移動の援助、必要 に応じて排せつ、食事などの介護を行います。
こうどうえんご 行 動 援 護	知的障がい、精神障がいまたは発達障がいによって、 行動上著しい困難があるために常時介護が必要な方に対して、 行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援、外出時の 移動支援を行います。
たんきにゅうしょ 短 期 入 所	介護者の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、 施設で入 浴、排せつ、食事の介護などを行います。

療 養 介 護 りょうようかいご	医療と常時介護を必要がある人に対して、病院などで行われる 機能訓練、療 養 上 の管理、看護、医学的管理の下で介護および 日常生活上の援助を行います。
生活介護 せいかつかいご	常に介護が必要な方に対して、日中に施設等において、 入浴、排せつ、食事の介護や創造的活動、生産活動の機会提供 などを行います。
施設入所支援 しせつにゅうしょしえん	施設に入所する方に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ、 食事の介護などを行います。

(2)訓練等給付の種類

自立訓練(生活訓練 ・機能訓練) じりつくんれん、せいかつくんれん きのうくんれん	自立した日常生活や社会生活を営むため、自分で身の回りのこ とができるよう、身体機能や生活能力の向上に必要な訓練など を行います。
就 労 移 行 支 援 しゅうろういこうしえん	一般就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供を 通じて、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練など を行います。
就 労 定 着 支 援 しゅうろういぢやくしえん	就労移行支援などを利用して就職した方に対して、就労を 継続できるように企業や医療機関等の関係機関との連絡調整を 行うとともに、就労に伴う生活面の課題に対する相談や支援な どを行います。
就 労 継 続 支 援 (A型・雇用型、 B型・非雇用型) しゅうろうけいぞくしえん がた こようがた がた ひこようがた	一般企業などで雇用されることが困難な方に対して就労機会の 提供と生産活動などの機会の提供を通じて、知識や能力向上 のために必要な訓練を行います。
就 労 選 択 支 援 しゅうろうせんたくしえん	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができ るよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労 能力や適性等に合った選択を支援します。 ※令和7年10月以降に就労継続支援B型を利用希望の方が対象 のサービスです。

きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	やかん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこな うえ そうだん にゅうよく はい 夜間や休日において、共同生活を行う上で相談、入浴、排 せつまたは食事の介護、その他の日常的な支援を行います。
---	---

(3) 相談支援給付の種類

ちいさいこうしえん 地域移行支援	じゅうきょ かくほ た ちいさ いこう かつどう かん 住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関 する相談や支援などを行います。
ちいさいていやくしえん 地域定着支援	つね れんらく と たいせい かくほ しょう とくせい きいん 常に連絡が取れる体制を確保し、障がい特性に起因して しょう きんきゅう しえん ひつよう じたい しょう としき ほうもん そうだん 生じた緊急に支援が必要な事態が生じた時に、訪問や相談な どの必要な支援を行います。
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	しょうがいふくし りよう かん いこう た じじょう かんあん 障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案 し、利用サービスの種類や内容を記載したサービスの利用計画の さくせい おこな 作成などを行います。

(4) 障害児通所支援の種類

じどうはったつしえん 児童発達支援	りよういく かんてん しゅうだんりよういく こべつりよういく おこな ひつよう 療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があ ると認められる未就学児に対して、にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう ふ よ しゅうだんせいかつ てきおうくんれん 動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを おこな 行います。
きょたくほうもんがたじどうはったつ 居宅訪問型児童発達 支援	じゅうど しょう がいしゅつ いちじる こんなん じどう たい 重度の障がいなどにより、外出が著しく困難な児童に対し て、きょたく にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしき ぎのう ふ よ しゅうだんせいかつ てきおうくんれん おこな 居宅において日常生活における基本的な動作の指導、知識 技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
ほうかごとう 放課後等デイス サービス	しゅうがく しょう じ たい ほうかご なつやす ちょうき 就学している障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期 きゅうかちゅう せいかつのうりよく こうじょう ひつよう くんれん しゃかい 休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会 とうりゅう そくしん けいぞくてき ていきょう との交流の促進などを継続的に提供します。
ほいくしょうとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	ほいくえん ようちえん しょうがっこう りようちゅう しょうがい いた こんご 保育園、幼稚園、小学校などを利用中の障がい児、又は今後 りよう よてい しょう じ ほいくえんとう しゅうだんせいかつ てきおう 利用する予定の障がい児が、保育園等における集団生活の適応 のための専門的な支援を必要とする場合に、ほうもんしえん じっし 訪問支援を実施する ことにより、ほいくえんとう あんてい りよう そくしん 保育園等の安定した利用を促進します。

障害児相談支援

障害児通所支援の利用に関する意向、その他の事情を勘案し、
利用するサービスの種類や内容を記載した障害児支援利用計画の
作成などを行います。



申請・問い合わせ先：福祉課

2 地域生活支援事業（共通）

障がいのある方へのサービスは、個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定される障害福祉サービス以外に、障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者がその有する能力や適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう「地域生活支援事業」として次のような事業を実施しています。

●相談支援事業（利用者負担なし）

障がい者や障がい者の保護者、介護者などからの相談支援、情報の提供や助言、関係機関との連絡調整や障がい者のための権利擁護などの必要な援助を行います。

●成年後見制度利用支援事業（利用者負担なし）

障害福祉サービスを利用する上で、成年後見制度の利用が必要と認められる方に対し、成年後見制度の利用への支援を行います。

●意思疎通支援事業（利用者負担なし）

○手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、音声・言語機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

○手話通訳者の設置事業

聴覚障がい者などの意思疎通の円滑化を図るため、市役所福祉課に手話通訳者を設置しています。

●日常生活用具給付等事業（利用者負担原則1割）

在宅の障がい者、障がい児の方の日常生活を支援するため、日常生活用具を給付します。詳しくは2ページをご覧ください。

●移動支援事業（利用者負担原則1割）

屋外での移動が困難な方に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。

●地域活動支援センター事業（利用者負担原則1割）

地域での生活の促進のため、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを行います。

●訪問入浴サービス事業（利用者負担原則1割）

地域での生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを行います。

●日中一時支援事業（利用者負担原則1割）

障がい者などの日中における活動の場を確保することにより、障がい者などの家族の就労支援、一時的な休息のための支援を行います。

●自動車運転免許取得費助成事業（助成限度額10万円）

社会参加促進のため自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
詳しくは15ページをご覧ください。

●自動車改造費助成事業（助成限度額10万円）

就労などに伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。詳しくは15ページをご覧ください。

申請・問い合わせ先：福祉課

【3】医療費の助成



1 福祉医療費の助成 (身体・知的・精神)

福祉医療費の助成とは、次に掲げる方が医療機関などで受診した場合に、保険診療医療費の自己負担額（高齢者医療確保法の場合は自己負担額）を助成する制度です。

対象者	身体障害者手帳1～3級を持っている方
	身体障害者手帳4級（特定の障がいのみ）の方 ※助成対象の有無に関しては福祉課へ相談してください。
	戦傷病者手帳（特別項症～第4項症）と身体障害者手帳4級両方を持っている方
	療育手帳A1、A2、B1を持っている方
	精神障害者保健福祉手帳1、2級を持っている方
注意事項	有効期限外の障害者手帳の場合は、対象になりません。
	障害者手帳の交付(新規・更新等)が遅れると、医療費助成が遅れ自己負担になる場合があります。障害者手帳の手続きは早めをお願いいたします。

申請・問い合わせ先：福祉課

2 自立支援医療制度（共通）

自立支援医療制度は、心身の障がい除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

① 自立支援医療（更生医療）

その障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果ができるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。制度を利用するには事前の申請と判定が必要になります。

対象者

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で対象となる治療を受ける方

注意事項

- 自己負担額が医療費（身体障害者手帳に記載されている障がいに対する治療に関する医療費に限ります。）の1割となります。
- 世帯の所得等に応じて月額の自己負担上限額が設定されます。
- 身体障害者手帳の交付申請と同時に申請することもできますが、その場合は事前に福祉課に相談してください。

② 自立支援医療（育成医療）

その障がい又は疾患に係る医療を行わないと将来において障がいを残すと認められる方で、手術等によって障がいの改善が見込まれるものに対して提供される、育成のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。制度を利用するには事前の申請と判定が必要になります。

対象者

保護者が当市に住居を有する18歳未満の方で対象となる治療を受ける方

注意事項

- 医療保険各法による医療給付を優先し、その残額から自己負担額を控除した額を助成し、原則、治療費の1割が自己負担額となります。
- 世帯の所得等に応じて月額の自己負担上限額が設定されます。

③ 自立支援医療（精神通院医療）

通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担の軽減を行うものです。制度を利用するには事前の申請と判定が必要になります。

対象者

統合失調症、うつ病、てんかんなど精神障がいにより、通院による治療を続ける必要がある状態の方

注意事項

【医療費軽減の範囲】

精神障がいやそれに起因して生じた病態に対して精神通院医療を担当する医師による医療（外来、外来での投薬、デイケア、訪問看護なども含まれます）が対象となります。ただし、次のような医療は対象外となります。

- (1) 入院医療の費用
- (2) 公的医療保険が対象とならない治療、投薬、病院や診療所以外でのカウンセリング費用
- (3) 精神障がいとは関係ない疾患の医療費

【自己負担額等】

- 一般の方であれば公的医療保険で3割の医療費を負担しているところが、1割に軽減されます。
- 世帯の所得等に応じて月額の自己負担上限額が設定されます。
- 精神障害者保健福祉手帳の交付申請と同時に申請することもできます。

3 自立支援医療費（精神通院）助成（精神）

精神障がい者の通院促進を目的として、「自立支援医療受給者証（精神通院）」の交付を受けた、低所得の方の精神通院費用（自己負担1割分）を助成します。

○申請に必要なもの

1. 医療費の領収書原本（受診者の氏名、診療月、保険点数の記載があり、領収印があるもの。レシートではこれらが確認できないため、受付できません。） ※領収書のない場合、お支払いできないことがあります。

2. 自己負担上限額管理表

3. 通帳等振込先が分かるもの（初めて申請する場合のみ）

※福祉医療費受給者証をお持ちの方については、福祉医療の助成を受けてください。

申請・問い合わせ先：福祉課

【4】税金に関すること

1 所得税・住民税に関する控除（身体・知的・精神）

障がいのある方は、障害者控除をはじめ、各種控除や減免を受けられます。

①障害者控除

本人が障がい者である又は障がい者である親族（同一生計配偶者又は扶養親族）を扶養している方は障害者控除として、所得税の場合は、1人当たり27万円（住民税の場合は26万円）を所得金額から差し引くことができます。

②特別障害者控除

本人が重度の障がい者（※）である又は重度の障がい者である親族（同一生計配偶者又は扶養親族）を扶養している方は特別障害者控除として、所得税の場合は、1人当たり40万円（住民税の場合は30万円）を所得金額から差し引くことができます。

同一生計配偶者又は扶養親族が重度の障がい者で同居している方、又は重度の障がい者の配偶者もしくは生計を一にする親族のいずれかと同居している方は、所得税の場合は、1人当たり75万円（住民税の場合は53万円）を所得金額から差し引くことができます。

※ここで言う「重度の障がい者」とは、身体障害者手帳の1級、2級の方、療育手帳のA1、A2の方、精神障害者保健福祉手帳の1級の障がいを有している方などをいいます。

問い合わせ先：関税務署・税務課

2 自動車税種別割などの減免（身体・知的・精神・その他）

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳を交付されている方で、障がいの程度が減免を受けることができる障害の範囲に該当し、さらに自動車が減免要件を満たす場合、申請期限までに申請することにより、減免を受けることができます。

①対象となる自動車

車検証の所有者（納税義務者）が賦課期日現在、障がい者本人でなければなりません。ただし、知的障がい者、精神障がい者、18歳未満の身体障がい者の場合は、障がい者本人と生計を一にする方が所有者であっても対象となります。

②減免の要件

本人が運転する場合は、障がい者本人が専ら日常生活のために運転すること。生計を一にする方が運転する場合は、生計同一者が障がい者の通学、通院、通所その他社会参加のために運転することが要件となります。障がい者本人が長期間にわたって医療機関に入院している、又は施設等に入所されている場合は減免の対象となりません。

③減免の対象となる自動車

減免される自動車は障がい者の方1人につき1台です。

申請・問い合わせ先：普通車→各県税事務所 軽自動車→税務課

【5】外出支援サービス等

1 公共交通機関等の運賃の割引（身体・知的・精神）

公共交通機関の窓口到手帳を提示することによって、運賃の割引サービスが受けられます。

手帳に記載されている旅客鉄道株式会社運賃減額の適用種別（第1種、第2種）により、割引を受けられるサービス種類が異なります。

問い合わせ先：各公共交通機関

まちづくり課（あい愛バス）

2 有料道路通行料金の割引（身体・知的）

身体障がい者・知的障がい者（A1、A2）とともに有料道路料金所において手帳を提示（又はETCの障害者割引登録によりETCレーンを通る）することによって、通行料金の50%の割引サービスが受けられます。

ただし、手帳に記載されている旅客鉄道株式会社運賃減額の適用種別（第1種、第2種）により、第2種の方は、障がい者本人が運転しないと割引が適用されないなど条件があります。

また、サービスを利用するには、事前に福祉課にて車両登録等の手続きをする必要があります。更新の場合は、有効期限終期の2カ月前から更新手続きをすることができます。

なお、各種ETC時間帯割引等との重複適用はされません。障害者割引と比較して安価な料金が適用されます。

申請・問い合わせ先：福祉課

3 駐車禁止規制の適用除外（身体・知的・精神）

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が使用する車両について、道路標識等による駐車規制が除外される制度です。申請が認可されると「駐車禁止除外指定車標章」が交付されます。

対象者	障がいの程度
身体障がい	・視覚、下肢機能、体幹、移動機能（乳幼児以前の非進行性の脳病変による上肢機能障がいの場合は1級、2級の障がいの場合は1～4級） ・聴覚障がいの場合は2級、3級 ・平衡機能障がいの場合は3級 ・上肢機能障がいの場合は1級、2級の1及び2級の2 ・内部障がい又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの場合は1級～3級
知的障がい	A1、A2
精神障がい	1級

申請・問い合わせ先：加茂警察署交通課

4 パーキングパーミット制度（共通）

～ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度～

車椅子使用者用駐車区画や障害者等用駐車区画（プラスワン区画）の駐車場を利用できる対象者に対して県が利用証を交付し、車椅子の方や歩行困難な方が優先的に駐車場を利用できる制度です。

○対象者

障がい者、要介護高齢者等、難病患者、妊産婦、けが人等のうち、手帳等の等級が一定の要件を満たす方。

申請・問い合わせ先：可茂県事務所福祉課

5 運転免許取得費助成（身体・知的）

身体障害者手帳又は療育手帳所持者で、普通運転免許を取得し社会参加しようとする人に、免許取得費用（教習所の教習費用）の一部を助成します。

○助成限度額 10万円

※免許取得後の申請となります。申請期限は免許取得から1年以内までです。

申請・問い合わせ先：福祉課

6 自動車改造費助成（身体）

自分で車を運転することができる身体障がい者が、就労等のために本人所有の車を手ブレーキ・手アクセル等（操作に関わる部分）の本人仕様に改造する際に、その費用の一部を助成します。

○助成限度額 10万円

※事前申請が必要となります。

※5年以内に同様の助成を受けている場合は対象外となります。

申請・問い合わせ先：福祉課

7 介助用自動車購入助成（身体）

在宅で、下肢または体幹機能障がい2級以上かつ移動に車椅子を必要とする身体障がい者を乗せるための介助用自動車（リフト、スロープ、回転シート等の機能を有する自動車）を購入または改造する際の費用の一部を助成します。

○助成限度額 24万円

※事前申請が必要となります。

※5年以内に同様の助成を受けている場合は対象外となります。

申請・問い合わせ先：福祉課

8 精神障害者小規模作業所等交通費助成事業（精神）

精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援事業所等へ公共交通機関で通う場合の交通費の1/2を助成します。

※事前申請が必要となります。

申請・問い合わせ先：福祉課

9 重度心身障害者移動支援券（身体・知的・精神）

重度の障害がい者の移動費用の一部を助成するために、市の指定事業者でのみ利用可能な移動支援券（タクシー・ガソリン券）を交付します。

対象者	① ～④の全ての要件を満たす方 ① 身体障害者手帳 1～3級 療育手帳 A1、A2 精神障害者保健福祉手帳 1、2級 ② 在宅の人（施設入所中や入院中）の人は、交付対象となりません。） ③ 障害がい者本人名義の自動車および運転免許証を所持していない人。（どちらか片方のみを所持している人は、交付を受けられます。） ④ 障害を理由として、本人または家族が自動車税種別割の減免を受けていない人
助成額	年額 15,500円（500円券×31枚） *年度途中での申請の場合は、月割相当額

申請・問い合わせ先：福祉課

10 血液透析患者交通費助成券（身体）

血液透析を受けている人の交通費の一部を助成するために、市の指定事業者でのみ利用可能な交通費助成券（タクシー・ガソリン券）を交付します。

たいしょうしゃ 対象者	① ～④の全ての要件を満たす方 ① じん臓機能障がいにより、身体障害者手帳1級の交付を受けている人 ② 血液透析療法を受けるために、定期的に医療機関へ通院している人 （腹膜透析療法を受けている人は、交付対象となりません） ③ 在宅の人（施設入所中や入院中の人は、交付対象となりません。） ④ 重度心身障害者移動支援券の交付を受けていない人 （自動車を所有していない人に対しては、重度心身障害者移動支援券を交付します。）
じょうせいがく 助成額	ねんがく 15,500円（500円券×31枚） *年度途中での申請の場合は、月割相当額

しんせい と あ さき ふくしか
申請・問い合わせ先：福祉課

【6】 手当・年金・共済制度

1 特別障害者手当（身体・知的・精神）

しきゅうたいしょうしゃ 支給対象者	精神または身体に法令で定める程度の著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の障がい者
しきゅうせいげん 支給制限	① 本人及び扶養義務者等の所得が一定以上ある場合 ② 施設に入所中の方 ③ 医療機関に継続して3カ月を超えて入院している方
てあてがく 手当額	げつがく 月額29,590円（令和7年度時点）
てあて しきゅう 手当の支給	ねん 年4回（2月、5月、8月、11月）

しんせい と あ さき ふくしか
申請・問い合わせ先：福祉課

2 障害児福祉手当（身体・知的・精神）

支給対象者	精神または身体に法令で定める程度の重度の障がいがあるため日常生活において常時の介護を要する20歳未満の障がい児の方
支給制限	① 本人及び扶養義務者等の所得が一定以上ある場合 ② 施設に入所中の児童 ③ 政令に定める公的年金を受給している場合
手当額	月額 16,100円（令和7年度時点）
手当の支給	年4回（2月、5月、8月、11月）

申請・問い合わせ先：福祉課

3 特別児童扶養手当（身体・知的・精神）

支給対象者	精神または身体に法令で定める程度の障がいを有する20歳未満の児童を監護または養育している父母または養育者
支給制限	① 手当を請求する人の前年の所得が一定金額以上であるとき、または手当を請求する人と同居している配偶者および扶養義務者の前年の所得が一定金額以上あるとき ② 児童が施設に入所中のとき ③ 児童が法に定める公的年金を受給しているとき
手当額	対象児1人につき 1級 月額 56,800円（令和7年度時点） 2級 月額 37,830円（令和7年度時点）
手当の支給	年3回（4月、8月、12月）

申請・問い合わせ先：福祉課

4 重度心身障害児福祉手当（児童の保護者）

支給対象児	身体又は知的に重度の障がいがある20歳未満の児童で、身体障害者手帳では1～2級、療育手帳ではA1、A2の手帳を所持している児童を保護している者（親権を行う者。未成年後見人、その他児童を現に保護している者）。
支給制限	障害児福祉手当を受給していない児童の保護者であること。
てあてがく 手当額	対象児1人につき 月額 在宅 6,000円（令和7年度時点） 在宅以外 3,000円（令和7年度時点）
てあて 手当の支給	年3回（8月、12月、3月）

申請・問い合わせ先：福祉課

5 障害基礎年金（共通）

支給対象者	20歳以上で、国民年金法に定める程度の障がいを有し、次のいずれに該当する方 ① 20歳になる前に、けがや病気で障がい者となった方 ② 国民年金に加入中にけがや病気で障がい者となった方 ③ 日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で、年金制度に加入していない期間にけがや病気で障がい者となった方（老齢基礎年金を繰り上げて受給している方は除きます。） ただし、初診日の前日に一定期間の保険料納付済（免除）期間があることが必要です。
障害認定日	初診日から1年6ヵ月を経過した日（その間に治った場合はその日が障害認定日になります。）
支給制限	他の公的年金との併給は原則としてされません。 * 65歳以上の方は、老齢厚生年金、遺族厚生年金とは併給可能 * 20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある方の

	しょうがい き そ ねんきん 障害基礎年金については、年金の支給に関して制限や調整があります。
ねんきんがく 年金額	1級 1,039,625円（年額）+ 子の加算 （昭和31年4月1日以前に生まれた方 1,036,625円） 2級 831,700円（年額）+ 子の加算 （昭和31年4月1日以前に生まれた方 829,300円） ＊子の加算額→第1・2子：各239,300円 第3子以降：79,800円（令和7年度時点）

しんせい と あ さき み の か も し や く し ょ こ く ほ ねんきん か
 申請・問い合わせ先：美濃加茂市役所国保年金課（⑦番窓口）

6 心身障害者扶養共済制度（共通）

しんしんしょうがいしゃ ほごしゃ かにゅうもうしこみ まいつきいっていがく かけきん かにゅうじ ねんれい
 心身障がい者の保護者が、加入申込をして毎月一定額の掛金（加入時の年齢によ
 り異なる）を納付し、その後、その保護者が死亡または重度障がいとなった場合に、
 のこ 残された心身障がい者に1口あたり毎月2万円の終身年金が支給される制度です。

と あ さき ぎふけんしょうがいふくしか
 問い合わせ先：岐阜県障害福祉課

【7】公共料金等の減免



1 携帯電話料金等の割引（共通）

障がい者が携帯電話を利用する際、通話料等の割引や障がい者料金プランが利用できます。割引内容・手続等は、携帯電話事業会社によって異なりますので、詳しくは各社にお問合せください。

問い合わせ先：各携帯電話会社

2 NHK放送受信料の免除（共通）

免除の種類	免除の対象者
全額免除	「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合。
半額免除	視覚・聴覚障がい者が世帯主かつ受信契約者の場合。 重度の障がい者（身体障がい者（1級・2級）、知的障がい者（A1、A2）、精神障がい者（1級））が世帯主かつ受信契約者の場合。

申請・問い合わせ先：福祉課

【8】相談窓口

1 美濃加茂市基幹相談支援センター

美濃加茂市基幹相談支援センターは、障害のある方の相談窓口です。障害者手帳の有無に関わらず、障害のある方や家族、関係者がお困りの相談を伺い、様々な専門機関と連携し、悩み事や心配事の解決に向けて一緒に考えていきます。また必要に応じて、地域にも働きかけ、誰もが安心して、共に暮らせる地域づくりをめざします。障害のある方の権利や虐待に関するご相談も受け付けています。

問い合わせ先：基幹相談支援センター 0574-66-7700

2 相談支援事業所（美濃加茂市が委託する相談支援窓口）（共通）

障がいに関する総合的な相談や専門的な相談の窓口として、ご利用下さい。

●美濃加茂市社協 障がい者相談支援センター（共通）
〒505-0043 岐阜県美濃加茂市深田町三丁目5番8号 でんわ 電話 0574-28-6556
●地域生活支援センターひびき（精神）
〒505-0004 岐阜県美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3555 でんわ 電話 0574-25-1294
●地域活動支援センターかざぐるま（精神）
〒501-3932 岐阜県関市稲口774-1 でんわ 電話 0575-21-5566
●地域生活支援センターすいせい（精神）
〒501-4106 岐阜県郡上市美並町白山847-1 でんわ 電話 0575-79-2304
●ひまわりの丘地域生活支援センター（共通）
〒501-3938 岐阜県関市桐ヶ丘三丁目2番地 でんわ 電話 0575-23-2551
●美谷の里（共通）
〒501-2601 岐阜県関市武芸川町谷口2069 でんわ 電話 0575-37-2676

2 美濃加茂市保健センター（共通）

健康に関する相談窓口です。体と心の健康の相談を受け付けています。健康相談会・こころの相談室はともに事前予約が必要です。希望される方は健康課にお申し込みください。また、保健師への相談は随時受け付けていますので、開庁時間内にご連絡ください。

① 健康相談会

生活習慣病など体のことについての相談会です。管理栄養士・保健師・歯科衛生士に相談ができます。毎週水曜日の午前中に実施しています。

② こころの相談室

不安で眠れないなど心のことを精神保健福祉士に相談ができます。毎月第4月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）の午後に開催しています。精神科に受診している方・カウンセリングを受けている方はご利用できません。

問い合わせ先：健康課

3 美濃加茂市障がい者虐待防止センター（共通）

『障害者虐待防止法』に関する積極的な広報・啓発活動を実施しています。高齢者や子どもの虐待防止に対する取組とも連携を図りながら、虐待の防止、虐待発生時の早期発見、一時保護等の早期対応、虐待に関する相談、再発防止等に取り組んでいます。もしもの場合は、早めのご相談をお願いします。

問い合わせ先：福祉課

4 美濃加茂市権利擁護支援センター（共通）

私たちは毎日たくさんの事を自分の意思で決めて生活しています。それは、自分で「権利」を「擁護」しているということになります。知的障がいや精神障がいなどで、契約やお金の管理等、生活の中で色々な事がうまく判断できない、人に上手く伝えられないとき、あなたの想いを大切にしながら、どうしたらいいかを一緒に考えたり、福祉や法律の専門家とつながりながら相談を行っています。

問い合わせ先：美濃加茂市社会福祉協議会 電話：0574-28-1126

高齢福祉課
福祉課

5 心と暮らしの相談窓口（共通）

お仕事のこと・お金のこと・こころの病・DVや虐待・ひきこもり・不登校・人づきあいが苦手・1歩踏み出す勇気がほしい・・・など「暮らしの中の困りごと」について、あなたと一緒に解決策を考えていきます。気軽にご相談ください。

問い合わせ先：福祉課

【9】その他

1 難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児の聴力の向上、言語取得およびコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費等に要する費用の3分の2を助成します。

○対象者

- ・美濃加茂市に住所を有する18歳未満の方
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の方
- ・補聴器の装用により、一定の効果が期待できると医師が判断した方

※購入前に申請が必要です。

申請・問い合わせ先：福祉課

2 し尿取扱料金の助成（共通）

し尿取扱料金の1/2を助成します。「し尿取扱助成券」を最大6枚（半年分）を4月と10月に郵送にて交付しますので、し尿取扱業者に料金の支払いの時にご利用できます。

○対象者

- ・身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1、A2、または精神障害保健福祉手帳1級を所持する方のいる家庭かつ該当年度の市町村民税が非課税の世帯

○助成額

- ・し尿取扱料金の1/2

※申請月によりし尿取扱助成券の交付枚数が異なります。

申請・問い合わせ先：福祉課

3 ゴミ袋等の支給（共通）

有料である美濃加茂市指定のゴミ袋等を支給します。

○対象者

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1、A2、または精神障害保健福祉手帳1級を所持する方のいる家庭かつ該当年度の市町村民税が非課税の世帯

○支給

可燃ゴミ袋、不燃ゴミ袋、資源ゴミ袋、粗大ゴミシール

（4月と10月に最大半年分を郵送にて支給します。）

※申請月によりゴミ袋等の支給枚数が異なります。



申請・問い合わせ先：福祉課

4 下水道使用料等の助成（共通）

下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の一部を助成します。

○対象者

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1、A2、または精神障害保健福祉手帳1級を所持する方のいる家庭かつ該当年度の市町村民税が非課税の世帯

○助成額

500円/月（3月と9月に最大半年分を口座振込にて支給します。）

※申請月により助成額が異なります。

申請・問い合わせ先：福祉課

5 スロープ付き^つ車^{くるま}いす^{いどうしゃ}移動車の貸し出し^か

車椅子^{くるまいす}を利用^{りよう}されている方^{かた}でも乗^のり降^おりしやすい福祉車^{ふくししゃりよう}両^かの貸し出し^だを行^{おこな}っています。

○利用^{りよう}できる方^{かた}は、美濃加茂市^{みのかもし}に在^{ざい}住^{じゅう}している次^{つぎ}のいづれかに該^{がい}当^{とう}する方^{かた}です。

1. 高^{こう}齢^{れい}者^{しゃ} 65歳^{さい}以上^{いじょう}の方^{かた}

2. 身体障^{しんたいしょう}害^{がい}者^{しゃ}手帳^{てちょう}、療^{りょう}育^{いく}手帳^{てちょう}または精^{せい}神^{しん}障^{しょう}害^{がい}保^ほ健^{けん}福^ふ祉^し手帳^{てちょう}を所^{しよ}持^じする方^{かた}

3. 要^{よう}介^{かい}護^ご認^{にん}定^{てい}者^{しゃ}

○利用^{りよう}料^{りょう}金^{きん}

無^む料^{りょう}（た^だし、ガソリン^だ代^{だい}・利用^{りよう}中^{ちゅう}の有^{ゆう}料^{りょう}道^{どう}路^ろ料^{りょう}金^{きん}や駐^{ちゅう}車^{しゃ}料^{りょう}金^{きん}等^{など}はご負^ふ担^{たん}いた^ただ^きま^す。）

○利用^{りよう}日^{にっ}数^{すう} 最^{さい}長^{ちやう}4日^{にち}間^{かん}

貸^かし出^しは予^よ約^{やく}制^{せい}とな^なって^いま^す。詳^{くわ}しくは、お電^{でん}話^わにてお問^と合^あせ^くだ^さい。

問^みい合^のわ^かせ^し先^{せん}：美^{みの}濃^の加^か茂^{もし}市^し社^{しゃ}会^{かい}福^ふ祉^し協^{きょう}議^ぎ会^{かい} 電^{でん}話^わ：0574-28-6111

6 要^{よう}電^{でん}源^{げん}重^{じゅう}度^ど障^{しょう}がい^{がい}児^に者^{しや}災^{さい}害^{がい}時^じ等^{どう}非^ひ常^{じょう}用^{よう}電^{でん}源^{げん}装^{そう}置^ち等^{ちゅう}購^{こう}入^{にゅう}費^ひ助^{じょ}成^{せい}事^じ業^{ぎょう}

重^{じゅう}度^ど障^{しょう}がい^{がい}児^に者^{しや}が、停^{てい}電^{でん}時^じ等^{どう}に^おい^ても日^{にち}常^{じょう}生^{せい}活^{かつ}を^{けい}続^{ぞく}する^ため^のの非^ひ常^{じょう}用^{よう}電^{でん}源^{げん}装^{そう}置^ち等^{ちゅう}の^購入^{にゅう}費^ひを^助成^{せい}しま^す。

○対^{たい}象^{しょう}者^{しゃ}

1. 呼^こ吸^{きゅう}器^き機^き能^{のう}障^{しょう}害^{がい}の身^{しん}体^{たい}障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}手^て帳^{ちやう}の交^{こう}付^ふを^受け^てい^る方^{かた}

2. 電^{でん}源^{げん}を^必要^{ひつ}と^する医^い療^{りょう}機^き器^きを^使用^{しやう}する^と医^い師^しが^認め^る方^{かた}（診^{しん}断^{だん}書^{しょ}が^必要^{ひつ}）

※個^こ別^{べつ}避^ひ難^{なん}計^{けい}画^{かく}の作^{さく}成^{せい}が^必要^{ひつ}で^す。

申^{しん}請^{せい}・問^とい^あ合^あわ^させ^き先^{せん}：福^ふ祉^し課^か

7 児童発達支援事業利用料助成（児童）

児童発達支援等を利用した際の利用者負担額を助成します。

○対象者

美濃加茂市から給付決定を受けた方で、対象となるサービスを利用する小学校
就学前児童（サービスの利用開始から満3歳になって初めての3月31日まで）の
保護者

○対象サービス

1. 児童発達支援
2. 居宅訪問型児童発達支援
3. 保育所等訪問支援

※令和6年4月1日以降の利用分が対象となります。

※数ヶ月分の利用分をまとめた申請も可能です

申請・問い合わせ先：福祉課

8 日常生活用具品目一覧

(単位：円)

給付種目	基準価格	耐用年数	障害及び程度	備考
特殊寝台	154,000	8	下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
特殊マット	19,600	5	下肢若しくは体幹機能障害 1 級又は下肢若しくは体幹機能障害 2 級と上肢機能障害 2 級以上で総合等級 1 級の障害者等で常時介護を要する者若しくは同程度の難病患者で必要と認められる者	常時介護を要する方に限ります
訓練用ベッド	159,200	8	下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上の学齢児以上の障害児又は難病患者で必要と認められる児童	
エアーマット	58,000	8	下肢若しくは体幹機能障害 1 級又は下肢若しくは体幹機能障害 2 級と上肢機能障害 2 級以上で総合等級 1 級の障害者等で常時介護を要する者若しくは同程度の難病患者で必要と認められる者	常時介護を要する方に限ります
特殊尿器	67,000	5	下肢又は体幹機能障害 1 級の障害者等。ただし、障害児は常時介護を要する学齢児以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	常時介護を要する学齢児以上に限ります
体位変換器	15,000	5	下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上の障害者等であって、下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する 3 歳以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する学齢児以上に限ります
移動用リフト ※天井走行型を除く。	159,000	4	下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上の障害者等であって 3 歳以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
訓練いす	33,100	5	下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上の 3 歳以上の障害児又は同程度の難病患者で必要と認められる児童	
入浴補助用具	90,000	8	下肢若しくは体幹機能障害を有する障害者等であって入浴に介助を必要とする 3 歳以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	

入浴担架	82,400	5	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の障害者等であって、入浴に当たって家族等他人の介助を要する３歳以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	入浴に当たって家族等他人の介助を要する方 ３歳以上の方に限ります
便器※	4,450	8	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の障害者等であって、学齢児以上の者若又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
特殊便器※	151,200	8	上肢機能障害２級以上又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
手すり ※便器に取り 付けるもの	5,400	8	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の障害者等であって、学齢児以上の者若又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
頭部保護帽 (スポンジ、 革を主材料に 製作されたもの)	12,160	3	療育手帳の程度が重度若しくは最重度の者又は精神障害保健福祉手帳の程度が１級以上で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者若しくは同程度の難病患者で必要と認められる者	
頭部保護帽 (スポンジ、 革、プラスチックを主材料に製作されたもの)	36,750			
Ｔ字状又は棒状のつえ	8,000	3	平衡機能、下肢若しくは体幹機能に障害を有する障害者等であって、学齢児以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
移動・移乗支援用具※	60,000	8	平衡機能若しくは下肢機能若しくは体幹機能３級以上の障害者等であって、家庭内の移動等において介助を必要とする３歳以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
火災警報器	15,500	8	障害等級２級以上（精神障害保健福祉手帳を含む。）若しくは療育手帳の程度が重度若しくは最重度である障害者等（火災発生 の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は同程度の難病患者で必要と認められる者	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害方 のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限ります

自動消火器	28,700	8	障害等級２級以上（精神障害保健福祉手帳を含む。）若しくは療育手帳の程度が重度若しくは最重度である障害者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
電磁調理器	41,000	6	視覚障害２級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）及び療育手帳の程度が重度又は最重度の障害者若しくは同程度の難病患者で必要があると認められる者	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯が対象
歩行時間延長 信号機用 小型送信機	7,000	10	視覚障害２級以上であって視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	
聴覚障害者用 屋内信号装置	87,400	10	聴覚障害２級以上の障害者又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯が対象
環境制御装置	68,000	5	上肢若しくは下肢若しくは体幹機能障害２級以上の障害者又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	
テーブルリフト	100,000	5	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の身体障害者で車いすを常用する者又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	
音声標識ガイド装置	25,000	5	視覚障害２級以上であって視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	
透析液加湿器	51,500	5	腎臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（ＣＡＰＤ）による透析療法を行う３歳以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
ネブライザー （吸入器）	36,000	5	呼吸機能障害３級以上若しくは同程度の身体障害者等であって必要と求められる原則として学齢児以上のもの又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
電気式たん吸引器	56,400	5	呼吸機能障害３級以上若しくは同程度の身体障害者等であって必要と求められる原則として学齢児以上のもの又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
酸素ポンベ運搬車	17,000	10	在宅酸素療法を行う者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	

視覚障害者用 体温計（音声 式）	9,000	5	視覚障害 2 級以上の学齢児以上の者又は同 程度の難病患者で必要と認められる者	
視覚障害者用 体重計	18,000	5	視覚障害 2 級以上の学齢児以上の者又は同 程度の難病患者で必要と認められる者	
パルスオキシ メーター	46,000	5	呼吸機能障害 3 級以上若しくは同程度の身 体障害者等であって必要と認められるもの 又は同程度の難病患者で必要と認められる 者	
携帯用会話補 助装置	98,800	5	音声機能、言語機能障害者等、肢体不自由 者障害者等であって、発声・発語に著しい 障害を有する学齢児以上の者又は同程度の 難病患者で必要と認められる者	
地デジ対応ラ ジオ テレビが聞け るラジオ 地デジラジオ	29,000	5	原則として視覚障害 2 級以上であって、必 要と認められる学齢児以上の者又は同程度 の難病患者で必要と認められる者	
情報・通信支 援用具	100,000	5	視覚障害 2 級以上若しくは上肢機能障害 2 級以上の者又は同程度の難病患者で必要と 認められる者	情報機器（パーソナル コンピューター等）の 周辺機器等を使用しな ければ、当該情報機器 の操作が困難なものが 対象
点字ディスプ レイ	383,500	6	視覚及び聴覚の重複障害（原則として視覚 障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級）若しくは 視覚障害 1 級の障害者等であって学齢児以 上の者又は同程度の難病患者が必要がある と認められる者	※視覚障害 2 級以上か つ聴覚障害 2 級以上
点字器 標準 型 A（32 マス 18 行両面書真 ちゅう板製）	10,400	7	原則として視覚障害 2 級以上であって、必 要と認められる学齢児以上の者又は同程度 の難病患者で必要と認められる者	
点字器 標準 型 B（32 マス 18 行両面書プ ラスティック 製）	6,600			
点字器 携帯 用 A（32 マス 4 行片面書アル	7,200			

ミニウム製)				
点字器 携帯 用B (32 マス 12 行片面書プ ラスティック 製)	1,650			
点字タイプラ イター	63,100	5	視覚障害 2 級以上の者であって、本人が就 労若しくは就学若しくは就労が見込まれる 者又は同程度の難病患者で必要があると認 められる者	本人が就労若しくは就 学している又は就労が 見込まれる方に限りま す
視覚障害者用 ポータブルレ コーダー (録 音再生)	85,000	6	視覚障害 2 級以上の学齢児以上の者又は同 程度の難病患者で必要と認められる者	
視覚障害者用 ポータブルレ コーダー (再 生専用)	35,000			
視覚障害者用 活字文書 読上げ装置	99,800	6	視覚障害 2 級以上の学齢児以上の者又は同 程度の難病患者で必要があると認められる 者	※視覚障害に限ります
視覚障害者用 時計 (触読)	10,300	10	視覚障害 2 級以上の者又は同程度の難病患 者で必要と認められる者	
視覚障害者用 時計 (音声)	13,300			
視覚障害者用 図書			視覚障害者等又は同程度の難病患者で必要 と認められる者であって、主に情報の入手 を点字、大活字、音訳等によっているもの	
聴覚障害者用 通信装置	71,000	5	聴覚障害 3 級以上の者若しくは発声・発語 に著しい障害を有する学齢児以上の者であ って、必要と認められるもの又は同程度の 難病患者で必要があると認められる者	
聴覚障害者用 情報受信装置	88,900	6	聴覚障害 3 級以上の者又は同程度の難病患 者で必要があると認められる者	
人工喉頭 (笛 式)	5,000	5	咽頭摘出等による音声機能障害を有する者 であって、本装置により発声が可能になる もの又は同程度の難病患者で必要があると 認められる者	
人工喉頭 (電 動式)	70,100	5		

人工鼻	24,200	月額	音声機能若しくは言語機能障害を有する障害者等であって、常時埋込型の人工咽頭を使用するもの又は同程度の難病患者が必要であると認められる者	対象者が容易に使用できるものが対象
福祉電話	83,300	5	聴覚障害を有する者又は外出が困難な身体障害（原則として２級以上）を有する者であり、コミュニケーション等の手段として必お要が認められる者又は同程度の難病患者が必要であると認められる者	※２級以上 障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯が対象 <u>貸与のみ</u>
携帯用会話補助装置専用大型キーボード	80,000	5	「携帯用会話補助装置」の給付対象者であって、上肢機能障害２級以上のもの又は同程度の難病患者が必要であると認められる者	
電動ページめくり装置	150,000	5	上肢機能障害２級以上の障害者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
パーソナルコンピュータ用特殊入力装置	60,000	5	視覚障害２級以上若しくは上肢機能障害２級以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
視覚障害者用読書器（映像式）	198,000	8	原則として学齢児以上の視覚障害を有する者又は同程度の難病患者で必要と認められる者であって、本装置により読書が可能になる者	
視覚障害者用読書器（音声式）	198,000	8	原則として学齢児以上の視覚障害を有する者又は同程度の難病患者で必要と認められる者であって、本装置により読書が可能になる者	
点字電子手帳	125,000	5	意思伝達が困難な視覚障害者等（点字による意思伝達が可能な者に限る。）又は同程度の難病患者が必要であると認められる者	点字による意思伝達が可能な方に限ります
ストマ装具（消化管用）	8,600	月額	紙おむつ等の給付対象者を除く直腸機能障害でストーマを造設した障害者等	
ストマ装具（尿路用）	11,300	月額	紙おむつ等の給付対象者を除く膀胱機能障害でストーマを造設した障害者等	
洗腸用具	17,716	月額	ストーマ装具（消化器系）、紙おむつ等の使用が困難で、当該用具を必要とするストーマ装具（消化器系）を造設した者	

ストマ特例 (紙おむつ)	12,000	月額	次のいずれかに該当する3歳以上の者又は同程度の難病患者であって、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。 (1) ストーマの著しい変形又はストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストーマ装具を装着できない者 (2) 膀胱又は直腸機能障害を有する者であって、高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者でストーマ装具を装着できないもの (3) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、自力でトイレに行けないなど排尿又は排便の意思表示が困難な者	
収尿器（男性用普通型）	7,700	1	膀胱機能障害を有する障害者等であって、高度の排尿機能障害により、排尿の調節ができない者	
収尿器（男性用簡易型）	5,700			
収尿器（女性用普通型）	8,500			
収尿器（女性用簡易型）	5,900			
居宅生活動作補助用具 ※小規模な住宅改造を伴うもの"	200,000		下肢又は体幹機能障害を有する障害等級3級以上の障害者等で学齢児以上の者。ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者。難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害を有する者であること。	※移動機能障害に限ります

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、この表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

【岐阜県障がい者福祉の手引】のご紹介

障がい者が受けることができる福祉サービスや制度
の内容、その利用方法などについて概略を説明したものです。

◆ダウンロード方法◆

岐阜県庁ホームページ（<http://www.pref.gifu.lg.jp/>）

- ➡ 子ども・女性・医療・福祉（ページ上メニューバー）
- ➡ 障がい者
- ➡ 相談窓口・支援等

☆1 以上の全てのサービスにおいて高齢者福祉施策が優先されることがあるため、介護保険制度などに存在するサービスと重複する場合は、障がい者福祉サービス等を受けることができない場合があります。

☆2 障がい者福祉サービス等の利用については、すべて事前申請となります。利用を希望されるサービスがありましたら、事前に福祉課にご相談ください。

☆3 手帳の種類や障がいの程度（等級）によっては利用できないサービスがあります。

☆4 障がいの程度（等級）や内容が変わった場合はその都度ご相談ください。



【問合せ先】

岐阜県美濃加茂市役所 市民福祉部 福祉課 障がい福祉係

〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町 3431 番地 1

電 話 0574-25-2111

F A X 0574-66-1097

W E B <https://www.city.minokamo.gifu.jp/shimin/>

メー ル fukushi@city.minokamo.lg.jp

